

静岡県選挙管理委員会規程第2号

公職選挙法による選挙運動に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年1月21日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

公職選挙法による選挙運動に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動に関する規程（昭和34年静岡県選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第24号様式(選挙公報掲載申請書)(第45条関係) 選挙公報掲載申請書 年 月 日執行の何選挙公報に 次のとおり掲載願いたく掲載文 <u>2通</u> を添えて申請 いたします。 (以下、省略)	第24号様式(選挙公報掲載申請書)(第45条関係) 選挙公報掲載申請書 年 月 日執行の何選挙公報に 次のとおり掲載願いたく掲載文を添えて申請いた します。 (以下、省略)
第25号様式 (略)	第25号様式 (略)
第26号様式(選挙公報掲載文修正申請書)(第48条関 係) 選挙公報掲載文修正申請書 年 月 日申請しておきました 選挙公報掲載文を別紙のとおり修正したいの で、修正文 <u>2通</u> を添えて申請いたします。 (以下、省略)	第26号様式(選挙公報掲載文修正申請書)(第48条関 係) 選挙公報掲載文修正申請書 年 月 日申請しておきました 選挙公報掲載文を別紙のとおり修正したいの で、修正文を添えて申請いたします。 (以下、省略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。